

上尾市議会訓令第1号

上尾市議会議員政治倫理条例施行規程を次のように定める。

令和2年10月9日

上尾市議会議長 大室 尚

上尾市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市議会議員政治倫理条例（令和2年上尾市条例第41号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査請求の手続等)

第2条 条例第8条第1項の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、これを行おうとする市民の代表者又は議員が、同条第2項の調査請求書を提出してこれを行わなければならない。

2 調査請求書には、調査請求をしようとする市民又は議員が署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をしなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査請求がなされる日前1か月以内にされたものでなければならない。

3 条例第8条第2項の調査請求書は、次の各号に掲げる調査請求の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) 市民による調査請求 市民調査請求書（第1号様式）及び市民調査請求者署名簿（第2号様式）

(2) 議員による調査請求 議員調査請求書（第3号様式）

(調査請求書の受理後の手続)

第3条 議長は、調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民が本市の選挙人名簿に登録された者であるか否かの確認を求めるものとする。

2 議長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該調査請求に係る審査会の調査を求めないことを決定するものとする。ただし、次項の規定により命じた補正が適正になされた場合は、この限りでない。

(1) 調査請求書に調査請求日の直近の本市の選挙人名簿に登録されている

者の総数の500分の1以上の者の署名がないとき。

(2) 調査請求をすることができない対象についてされたものであるとき。

(3) 調査請求書の記載事項に不備があるとき、又は調査請求書に条例第8条第2項に規定する疑いがあることを証する資料の添付がないとき。

3 議長は、調査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において補正することができるものであるときは、相当の期限を定めて、調査請求をした市民の代表者にその補正を命じなければならない。

4 議長は、第2項の規定による決定をしたときは、その旨を調査請求をした市民の代表者に書面により通知するものとする。

(説明会の開催請求手続)

第4条 条例第12条第1項の規定による説明会の開催の請求は、議員説明会開催請求書(第4号様式)を議長に提出してこれを行わなければならない。

2 条例第12条第3項の規定による説明会の開催の請求(以下「市民開催請求」という。)は、これを行おうとする市民の代表者が、市民説明会開催請求書(第5号様式)及び説明会開催請求者署名簿(第6号様式)を提出してこれを行わなければならない。

3 市民説明会開催請求書には、市民開催請求をしようとする市民が署名をしなければならない。

(市民説明会開催請求書の受理後の手続)

第5条 議長は、市民説明会開催請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、市民開催請求をした市民が本市の選挙人名簿に登録された者であるか否かの確認を求めるものとする。

2 議長は、市民説明会開催請求書に、市民が、市民説明会開催請求書を提出して、説明会の開催を議長に請求した日の直近の本市の選挙人名簿に登録されている者50人以上の署名がないことその他市民開催請求が条例又はこの規程に定める要件を満たしていないものであるときは、当該市民開催請求を却下する。ただし、次項の規定により命じた補正が適正になされた場合は、この限りでない。

3 議長は、市民開催請求が条例又はこの規程に定める要件を満たしていないものである場合において補正することができるものであるときは、相当

の期限を定めて、市民開催請求をした市民の代表者にその補正を命じなければならない。

4 議長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を市民開催請求をした市民の代表者に書面により通知するものとする。

(説明会の開催の広報等)

第6条 議長は、条例第12条第2項又は第4項の規定により同条第1項に規定する説明会(以下「説明会」という。)を開催することを決定したときは、やむを得ない場合を除き、説明会を開催する日の14日前までに、説明会を開催すること並びにその日時及び場所を市民に周知しなければならない。

2 議長は、条例第12条第4項の規定により説明会を開催するときは、市民開催請求をした市民の代表者に通知しなければならない。

(補佐人による議員の説明の補佐)

第7条 議員は、補佐人を説明会に出席させて、説明を補佐させることができる。

2 議員は、補佐人を説明会に出席させようとするときは、あらかじめ書面でその旨を議長に通知するものとする。

(議長の議事整理権)

第8条 議長は、説明会の議事を整理し、説明会の場の秩序を保持し、説明会に関する事務を統括する。

2 説明会に出席した市民は、議長が前項の規定に基づいて行う指示に従わなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、上尾市議会議員政治倫理条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

年 月 日

（宛先）

上尾市議会議長

調査請求代表者（署名）

住所

氏名

電話番号

市民調査請求書

上尾市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、市民調査請求者署名簿を添えて、下記のとおり調査を請求します。

記

1 調査対象議員名 （ 議員）

2 調査請求の該当条項

<該当条項>

上尾市議会議員政治倫理条例第8条第1項（ 第1号 第2号 ）

※いずれかの号を丸で囲む。

3 調査請求の事由

4 調査請求の疑いがあることを証する資料

5 総署名人数（調査請求代表者を含む。）

_____人

市民調査請求者署名簿

（宛先）

上尾市議会議長

上尾市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づく調査の請求の趣旨に賛同し署名します。

市民調査請求者署名簿に署名した者が選挙人名簿に登録されている者であることについて、上尾市議会議長が上尾市選挙管理委員会に対し、確認を求めることに同意します。

調査対象議員（ 議員）

番号	署名年月日	住所	氏名

※氏名は自署すること（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）

_____枚目／全_____枚

年 月 日

(宛先)

上尾市議会議長

調査請求議員

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

議員調査請求書

上尾市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり調査を請求します。

記

1 調査対象議員名 (_____ 議員)

2 調査請求の該当条項

<該当条項>

上尾市議会議員政治倫理条例第8条第1項 (第1号 第2号)

※いずれかの号を丸で囲む。

3 調査請求の事由

4 調査請求の疑いがあることを証する資料

5 総署名人数

_____人

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

上尾市議会議長

上尾市議会議員

議員説明会開催請求書

上尾市議会議員政治倫理条例第12条第1項の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

年 月 日

（宛先）

上尾市議会議長

説明会開催請求代表者

住所

氏名

電話番号

市民説明会開催請求書

上尾市議会議員政治倫理条例第12条第3項の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

記

説明を求める議員名 （ 議員）

説明会開催請求者署名簿

（宛先）

上尾市議会議長

上尾市議会議員政治倫理条例第12条第3項の規定に基づく説明会の開催の請求の趣旨に賛同し署名します。

説明会開催請求者署名簿に署名した者が選挙人名簿に登録されている者であることについて、上尾市議会議長が上尾市選挙管理委員会に対し、確認を求めることに同意します。

説明を求める議員名（ 議員）

番号	署名年月日	住所	氏名

※氏名は自署すること（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）

_____枚目／全_____枚